

母子父子寡婦福祉資金貸付金のご案内

母子父子寡婦福祉資金貸付金とは？

母子父子寡婦福祉資金貸付制度は、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進することを目的として、修学資金をはじめとした12種類の資金からなる貸付制度です。（別紙「母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧」のとおり）

貸付対象者

①母子家庭の母、父子家庭の父

【母子家庭の母、父子家庭の父とは】配偶者と死別した女子または男子であって、現に結婚していない女子または男子及び次に該当する女子または男子

- *離婚した女子または男子であって現に結婚していない女子または男子
- *配偶者の生死が明らかでない女子または男子
- *配偶者から遺棄されている女子または男子
- *配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない女子または男子
- *配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている女子または男子
- *前各号に掲げる者に準ずる女子または男子であって政令に定めるもの
（配偶者が拘禁されている女子または男子、未婚の母または父）

（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項、第2項）

②寡婦

【寡婦とは】配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養したことがあるもの

（母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項）

③40歳以上の配偶者のない女子（婚姻をしたことがない独身の方は含みません）

④母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する子、父母のない児童

（20歳未満）

（就学支度資金・修学資金・就職支度資金（児童に係るものに限る）・修業資金の貸付に限ります。）

貸付要件

- 明石市内にお住まいの方
- 児童の福祉、世帯の自立助長につながり、償還が達成できる見込みがあること
- 連帯保証人が必要となる場合があります